

富士河口湖町骨髄移植ドナー助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）第2条第5項に規定する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業をいう。）において骨髄・末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供を行った者（以下「骨髄ドナー」という。）に対し、骨髄等の提供に係る休業による経済的負担を軽減し、もって骨髄バンクドナー登録及び骨髄等の提供の推進を図ることを目的とし、富士河口湖町骨髄移植ドナー助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、骨髄等の提供が完了した者で、次の各号の全てに該当する骨髄ドナーとする。

- (1) 骨髄等を提供した日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本町の住民基本台帳に記録されている者とする。
- (2) 骨髄等の提供に係る休暇制度を設けている企業、団体等に属していない者であること。
- (3) 他の自治体が実施する骨髄等の提供に係る助成金の交付を受けていない者であること。
- (4) 町税の滞納がない者であること。

(助成対象経費)

第3条 助成金の額は、次に掲げる骨髄等の提供に係る通院若しくは入院（骨髄等の採取のための手術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。）に要した日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の骨髄等の提供につき14万円を限度とする。

- (1) 健康診断のための通院
 - (2) 自己血貯血のための通院
 - (3) 骨髄等の採取のための入院
 - (4) 第3号に掲げるもののほか、日本骨髄バンクが必要と認める通院若しくは入院及び面接
- 2 骨髄ドナーが、当該勤務する事業所等が定める休日はドナー休暇制度（骨髄等を提供するために必要な通院、入院等に要する相当の期間を特別有給休暇として取得することができる制度をいう。）を利用して骨髄等の提供のための通院若しくは入院及び面接をした場合は、前項の日数から当該休日及び休暇の日数を減ずるものとする。

(助成金の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、骨髄等の提供が完了した日から90日以内に骨髄移植ドナー助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

- (1) 日本骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証明する書類
- (2) 骨髄等の提供に係る通院若しくは入院した日を証明する書類
- (3) マイナンバーカードの写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査の上、助成金の交付の可

否を決定し、骨髄移植ドナー助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（助成金の交付決定の取り消し等）

第6条 町長は、申請者が虚偽その他不正な行為により助成金の交付を受けたと認めるときは、当該助成金の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定によるあった場合において、申請者が既に助成金の交付を受けている場合は、当該取消した部分に係る助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。